

様式第9

特 定 建 設 作 業 実 施 届 出 書

年 月 日

太 宰 府 市 長 殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
届出者 その代表者の氏名
(電話)

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、
次のとおり届け出ます。 振動規制法第14条第1項(第2項)

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は 工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される機械 の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 至	年 年	月 月	日 日 日間
特定建設作業の開始及び終了の 時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音・振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつてはその代表 者の氏名	(電話)			
届出者の現場責任者の氏名及び 連絡場所	(電話)			
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の氏 名又は名称及び住所並びに法人 にあつてはその代表者の氏名	(電話)			
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の現 場責任者の氏名及び連絡場所	(電話)			
※受理年月日	年 月 日			
※審査結果				

- 備考 1 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
4 ※印の欄には、記載しないこと。

受付印

【届出要領】

届出先：太宰府市市民生活部環境課（092-921-2121）

届出期限：作業開始日の7日前まで

届出部数：正本1部、写し1部

添付書類

- ① 現場の付近見取図
- ② 特定建設作業を明示した工事工程表
- ③ その他必要と思われるもの

騒音規制法・振動規制法に係る特定建設作業の種類・規制基準

	種類	規制値	禁止時間	1日の作業時間	同一場所での作業時間	日曜休日における作業	
騒音	1	85デシベル以下	19時～7時	10時間以内	連続6日以内	禁止	
	2						くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）
	3						びょう打機を使用する作業
	4						さく岩機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）
	5						空気圧縮機（原動機定格出力15kW以上 削岩機の動力として使用する作業を除く）
	6						コンクリートプラント（混練容量0.45 m ³ 以上） アスファルトプラント（混練重量200 kg以上）
	7						バックホウ（原動機定格出力80kW以上）
	8						トラクターショベル（原動機定格出力70kW以上） ブルドーザー（原動機定格出力40kW以上）
振動	1	75デシベル以下	19時～7時	10時間以内	連続6日以内	禁止	
	2						くい打機を使用する作業（もんけん及び圧入式くい打機除く） くい抜機を使用する作業（油圧式くい抜機除く） くい打くい抜機を使用する作業（圧入式くい打くい抜機除く）
	3						鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
	4						舗装版破砕機を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） ブレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業 （作業地点が連続的に移動する作業であっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）

◎ 市内に第2号区域はありません。